

平成29年度

特別職報酬等審議会資料
(第2回)

平成30年1月17日

日田市総務部総務課

○日田市特別職の職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料及び手当の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 市長等の給料は、別表のとおりとする。

～ 省略 ～

別表（第2条関係）

(平19条例18・平27条例35・一部改正)

職別	種別	給料
市長	月額	872,000円
副市長	月額	710,000円
教育長	月額	602,000円

○日田市特別職の職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長、副市長及び教育長の給与の特例について定めるものとする。

(市長、副市長及び教育長の給料月額の特例)

第2条 平成27年10月1日から平成31年8月4日までの間（以下「特例期間」という。）における市長並びに特例期間中に任期が始まる副市長及び教育長の給料の月額は、日田市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第168号。以下「特別職給与条例」という。）第2条の規定にかかわらず、特別職給与条例別表左欄に掲げる職別の区分に対応するそれぞれ同表の右欄に定める額から、市長にあっては当該額に100分の15を乗じて得た額を、副市長及び教育長にあっては当該額に100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じて得た額とする。ただし、特別職給与条例第3条第1項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、特別職給与条例別表に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平25条例45・旧附則・一部改正)

(市長、副市長及び教育長の給料月額の臨時特例)

2 平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間における第2条及び第3条の規定の適用については、第2条本文中「100分の30」とあるのは「100分の35」と、第3条本文中「100分の15」とあるのは「100分の20」とする。

(平25条例45・追加)

(市長及び副市長の給料月額の特例措置)

3 平成26年7月1日から平成26年9月30日までの間における第2条の規定の適用については、同条本文中「100分の30」とあるのは「100分の40」とする。

(平26条例26・追加)

(別紙 2 1 - 2)

(市長、副市長及び教育長の給料月額の特例措置)

4 平成30年1月1日から同年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条本文中「100分の15」とあるのは「100分の25」と、「100分の5」とあるのは「100分の15」とする。

(平29条例40・追加)

附 則 (平成19年3月23日条例第18号)

改正 平成19年9月27日条例第48号
平成20年8月26日条例第38号

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 第3条、第5条、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条、第17条及び第19条の規定 平成19年4月1日
- (3)から(5)まで 略
- (6) 第10条の規定 平成19年10月1日から平成21年6月21日までの間において附則第4号の規則で定める日

附 則 (平成19年9月27日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成19年条例第18号)附則第4号の規則で定める期日が到来している場合の適用)
- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号。以下「法」という。)附則第3条第1項の規定により、なお従前の例により在職することとされた収入役の任期が終了したことによる地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(以下次項において「整備条例」という。)附則第4号の規則で定める期日が到来している場合にあつては、上表の改正前の欄のうち、第2条の見出し中「、副市長、収入役」を「及び副市長」に改め、同条中「、副市長及び収入役」を「及び副市長」に改め、同表の改正後の欄のうち、第2条の見出し中「、副市長、収入役」を

「及び副市長」に改め、同条中「、副市長及び収入役の給料の月額」を「及び副市長の給料の月額」に、「、副市長及び収入役にあつては」を「、副市長にあつては」に改め、本則の改正を適用する。

(整備条例附則第4号の規則で定める期日が到来していない場合の適用)

- 3 この条例の施行の際現に法附則第3条第1項の規定により、なお従前の例により在職することとされた収入役が任期中であることによる整備条例附則第4号の規則で定める期日が到来していない場合にあつては、次項及び附則第5項の改正を適用する。

(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 4 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第10条の改正の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

- 5 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成20年8月26日条例第38号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月22日条例第33号)

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月26日条例第45号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月26日条例第26号)

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日条例第35号)抄

(別紙 2 1 - 3)

改正 平成27年 9 月25日 条例第50号

(施行期日)

1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

4 第 3 条の規定による改正後の日田市特別職の職員の給与の特例に関する条例の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第 2 条第 1 項の場合においては適用せず、第 3 条の規定による改正前の日田市特別職等の職員の給与の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第 3 条中「平成23年10月 1 日から平成27年 8 月31日まで」とあるのは「平成27年10月 1 日から平成28年11月14日まで」と、「100分の15」とあるのは「100分の 5」とする。

(平27条例50・一部改正)

附 則（平成27年 9 月25日 条例第50号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成29年12月20日 条例第40号）

この条例は、平成30年 1 月 1 日から施行する。